

令和8年度「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」
ポスター制作業務提案競技実施要項

1 趣 旨

令和8年度「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」ポスター制作業務（以下「本業務」という。）の委託先の選定に関し、企画提案競技（以下「本件」という。）に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるもの。

なお、本実施要項と、県が公表したその他の資料等との間に異なる点がある場合は、本実施要項が優先する。

2 契約に付する事項

(1) 業務名

令和8年度「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」ポスター制作業務

(2) 履行場所

大分県大分市大手町3-1-1

大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年7月2日（木）まで

(4) 業務の仕様

別紙『令和8年度「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」ポスター制作業務仕様書』のとおり

(5) 限度額

371,250円（消費税相当額を含む。）

(6) 著作権

契約の目的物（以下成果物という。）の著作権は大分県に帰属する。

また、成果物及び委託契約に基づく県の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

3 参加資格

本件への参加は、次の各号の要件にすべて該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資格を有する者であること。

(3) 受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

ア 事業の実施にあたり、専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

イ 県から要請があった場合、2日以内に担当者等の派遣が可能な者であること。

ウ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

- エ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とするものでないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 スケジュール

公示日	令和8年4月20日（月）
質問書受付期限	令和8年4月28日（木）17時
参加申込書受付期限	令和8年5月15日（金）17時
ポスター案等受付期限	令和8年6月3日（水）15時
審査委員会の開催	令和8年6月10日（水）（予定）
審査結果通知	令和8年6月11日（木）（予定）

5 参加申込及び資格審査書類

(1) 参加申込書について

本件への参加を希望する者は「参加申込書」（別紙様式1）を e-mail で提出すること。件名は「（提案競技参加申込）令和8年度「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」ポスター制作業務（事業者名）」とし、必ず電話にて到達確認をすること。

(2) 参加申込書の提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和8年5月15日（金）17時

イ 提出先 e-mail アドレス：a13710@pref.oita.lg.jp

（大分県生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課）

(3) 資格審査書類について

次の書類を PDF ファイルで作成し、e-mail で提出すること。件名は「（資格審査書類）令和8年度「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」ポスター制作業務（事業者名）」とし、必ず電話にて到達確認をすること。ただし、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する資格を有する者は、エ及びオは不要とする。

- ア 企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式2）
- イ 事業者概要書（ポスター制作等事業者の業務内容を確認できる書類）
- ウ 過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類
- エ 納税証明書（県税）
- オ 納税証明書（消費税及び地方消費税）

(4) 資格審査書類の提出期限及び提出先

- ア 提出期限 令和8年6月3日（水）15時
- イ 提出先 e-mail アドレス：a13710@pref.oita.lg.jp
（大分県生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課）

(5) その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は、不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年6月3日（水）15時までに e-mail で「辞退届」（別紙様式3）を提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」（別紙様式4）にて行うものとし、質問書は e-mail で提出すること。件名は「（質問）令和8年度「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」ポスター制作業務（事業者名）」とし、必ず電話にて到達確認をすること。

(2) 質問書の受付期間及び提出期限

- ア 受付期限 令和8年4月28日（火）17時まで
- イ 提出先 e-mail アドレス：a13710@pref.oita.lg.jp
（大分県生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課）

(3) 回答

質問書への回答は、令和8年5月11日（月）まで（予定）に、県ホームページに掲載する。なお、質問事項の回答については、本実施要項の追加又は修正事項とみなす。

7 ポスター案等の提出

(1) 業務の目的等に留意のうえ、下表に記載するポスター案等を作成し提出すること。

項目	内容	仕様及び提出方法
ア. ポスター案	・仕様書に沿って、事業の趣旨を踏まえたうえで、ポスター案を1部提案すること。	・B2縦 （提案時、4つ折りは不要） ・現物を持参または郵送
イ. 業務実施体制表	・本業務に関わる体制表（業務責任者、制作担当者、印刷業務担当者等を示したもの） ・仕様書に沿って、契約締結後のスケジュール案を提案すること。	・A4、縦横任意 （様式自由） ・PDFデータを e-mail にて提出
ウ. 見積書	・本業務に係る経費について、項目ごとにその単価、金額を記載すること。	・A4、縦横任意 （様式自由） ・PDFデータを e-mail にて提出

(2) 提出期限及び提出先

- ア 提出期限 令和8年6月3日(水) 15時(必着)
- イ 提出先 大分県生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課(別館1F)
e-mail アドレス: a13710@pref.oita.lg.jp
- ウ その他 件名は「(業務実施体制等) 令和8年度「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」ポスター制作業務(事業者名)」とし、必ず電話にて到達確認をすること。

(3) その他

- ア 参加者につき提案は2件まで可能とする。
- イ 使用する写真や図柄については、8月末までは他のポスター等に使用されないものとする(フリー素材の使用は不可とする)。

8 審査方法及び評価基準、結果通知

- (1) ポスター案等の審査は、別途定める審査委員会による審査により、最優秀提案者1者及び次点提案者1者を選定する。なお、審査委員会の開催は令和8年6月10日(水)(予定)とする。(当日、参加者によるプレゼンを行わない。)
なお、企画提案者が多数の場合、大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課長は予備審査を行うことができる。
- (2) 審査は、別紙1「評価項目及び配点」に基づき行う。
- (3) 審査結果は、令和8年6月11日(木)を目処に全ての参加者に対し、e-mailで通知する。
- (4) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を候補者とする。また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

9 その他

- (1) ポスター案等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出されたポスター案等は返却しない。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、ポスター案等が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案者が負うこととする。
- (4) 採用作品についてはデザインや文言等で軽微な修正を依頼する可能性がある。

10 参加申込書・企画提案書等の提出及び本業務に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課 啓発班
TEL 097-506-3177 E-mail a13710@pref.oita.lg.jp

(別紙1)

評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
提案内容	○部落差別問題に対する理解と認識があるか。	30
メッセージ性	○部落差別をしない・させないというメッセージが明確に伝わる内容になっているか。 ○見た人が、部落差別について考えるようなポスターとなっているか。 ○意識・行動変容につながるようなキャッチコピーになっているか。	30
デザイン性	○色づかいやレイアウトなどがインパクトのあるデザインになっているか。 ○独自性をもっているか。 ○配置や余白、文字と絵のバランスがよく、見やすく整理されているか。	30
業務の実施体制	○十分な業務体制となっているか。 ○適切な事業実行スケジュールを組んでいるか。	5
見積額の妥当性	○見積書の金額・積算内容は、期待できる効果に対して妥当か。	5